

「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」の別表（案）についての  
意見・情報の募集について

平成29年8月10日  
農林水産省消費・安全局

この度、「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」別表（案）について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農林水産省では、平成27年6月19日、「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」を策定し、科学的な根拠に基づいて行政施策・措置を決定するため、食品安全、動物衛生及び植物防疫等の分野で、レギュラトリーサイエンス(※)を充実・強化しているところです。

同推進計画では、農林水産省が必要としているレギュラトリーサイエンスに属する研究を別表としてリスト化し、同別表については、少なくとも1年ごとに見直すこととしております。

現行の別表は、昨年10月に見直したものであることから、国内外の情勢変化、研究の進捗状況等を踏まえ、現在、農林水産技術会議事務局と連携して、別表を更新することとしております。

※レギュラトリーサイエンスとは、科学的知見と、規制などの行政施策・措置の間を橋渡しする科学のことで、行政施策・措置の検討に利用できる科学的知見を得るための研究と科学的知見に基づいて施策・措置を決定する行政の両方を含んでいます。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載 (農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局食品安全政策課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局食品安全政策課

レギュラトリーサイエンス対応推進班

(3) F A Xの場合

以下担当まで送付してください。

F A X番号：03-3597-0329

農林水産省消費・安全局食品安全政策課

レギュラトリーサイエンス対応推進班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

平成29年8月10日～平成29年9月8日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」別表（案）

② 「レギュラトリーサイエンス研究推進計画」（現行）